

様式第3号

沖縄県土木建築部公告土施第28号

一般競争入札方式（単体発注）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

平成29年12月5日

沖縄県知事 翁長 雄志



1. 業務の概要

- (1) 業務名：工業技術センター改修設計業務
- (2) 建設場所：沖縄県うるま市地内
- (3) 業務概要：以下の工事に係る設計業務
 - ① 工業技術センター改修工事
 - ・ 構造階数：鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）地上3階
 - ・ 延べ面積：13,573 m²
- (4) 履行期限：契約締結日の翌日から平成30年3月30日まで
- (5) 本業務は価格競争方式で、入札手続き（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象業務である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続きによることができる。

※紙入札を希望する場合は、「沖縄県電子入札運用基準」へ紙入札方式参加申請書・紙入札方式移行申請書を掲載しているので、ダウンロードして入手し、原則、入札参加資格審査申請書の提出までに必要な手続きを経ること。
- (6) 資格審査方法は事後審査型（※入札参加資格の審査を開札後に行う）とする。

2. 入札参加者に要求する資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 沖縄県土木建築部における平成29・30年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿に建築関係建設コンサルタントとして登録が有効であること。
- (3) 入札参加資格審査申請書等の提出期限日から落札者決定の日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (5) 参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (7) 親会社と子会社の関係にある場合
- (4) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(7)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (4) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合
 - その他上記(7)又は(4)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (6) 会社更生法（平成15年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (7) 沖縄県内に主たる営業所があり、施設建築課が作成した平成29年度「建築関係コンサルタント名簿（総合評価点順位）」におけるBクラスの事務所であること。
- (8) 以下のア及びイ全ての項目に該当する1件以上の実績（以下「業務実績」という）を有していること。
 - ア 平成19年4月1日以降、入札日までに契約履行が完了した業務実績
 - イ 以下を満たす施設に係る業務実績
 - 設計内容 基本設計、実施設計又は改修工事設計
 - 発注者 沖縄県、国又は沖縄県内各市町村の公共団体

3. 配置技術者に要求する要件等

- (1) 管理技術者として一級建築士又は二級建築士が配置できること。
- (2) 建築の担当技術者を配置する。
 - 担当技術者は、下表に掲げるいずれかの資格を有する者で、設計業務の実務に5年以上従事した者であること。

表

分担業務分野	資 格
建 築	一級建築士、二級建築士

- (3) 管理技術者は、過去3ヶ月以上にわたり入札参加者と直接的な雇用関係があること。
- (4) 管理技術者は平成19年4月1日以降に完了した1件以上の業務実績を有していること。
なお、「平成19年4月1日以降に完了した業務実績」とは2.(8)による。
- (5) 建築の担当技術者は、入札参加者と直接的な雇用関係があること。
- (6) 管理技術者及び各担当技術者は、兼ねることができる。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
 沖縄県土木建築部施設建築課企画班
 TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314

(2) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

- ア 交付期間 平成29年12月5日（火）から
- イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードして下さい。

【入札情報システム】 <https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EJPPIj?KikanNO=4700000>

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書等の提出方法等

ア 入札日時等

(7) 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成29年12月18日（月）9時00分
 入札書提出締切日時：平成29年12月18日（月）15時00分

(イ) 持参による場合

持参日時：平成29年12月19日（火）10時30分

持参場所：沖縄県庁11階 第2入札室

(ウ) 開札日時：平成29年12月19日（火）10時40分

イ 落札候補者の選定及び事後審査の実施

開札後、落札決定を保留し、事後審査を実施する。

ウ 審査に係る申請書の提出

開札後、落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、申請書等の提出を求める。提出期限までに当該申請書等を提出しない者は、入札参加がないものとする。

なお、当初申請書等の提出を求められた者以外の者について審査の必要が生じた場合、当該者への申請書等の提出期限は別途通知する。

(ア) 通知日 平成29年12月19日（火）（予定）

(イ) 提出期限 平成29年12月21日（木）（予定）

(ウ) 提出方法 持参による

エ 落札者の決定方法

事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していることを確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に通知する。

5. その他の留意事項

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。ただし、過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものがあつた場合についてはこの限りではない。

(3) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものがあつた場合についてはこの限りではない。

(4) 積算内訳書の提出

本業務は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書の提出を求める。

(5) 入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をした場合、又は書類に不備のある場合は無効とする。

(6) 関連情報の問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県土木建築部施設建築課企画班

TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314

(7) 詳細は、入札説明書、沖縄県土木建築部競争入札心得及び沖縄県電子入札運用基準による。

(8) 最低制限価格等

ア 本業務は、沖縄県財務規則第129条に基づき、予定価格（予定価格を構成する各部分）に次の割合を乗じて得た額の合計額に、業務委託の難易度、規模、履行期間等を考慮して、その額の100分の1の範囲内で減じた価格を最低制限価格として定める。

(ア) 建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務）の部分

a 直接人件費の額

b 特別経費の額

c 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額

d 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

イ 最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格とする。

ウ 本業務の予定価格は落札者決定後公表するものとする。